

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(防災課)	二
岐阜県会計規則の一部を改正する規則	(出納管理課)	三
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	(同)	三
教育委員会規則	(教育総務課)	三
岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	四
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	四
岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	五
訓令 甲	(人事課)	五
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(法務・情報公開課)	六
岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令	(法務・情報公開課)	六

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

号外(一) 令和二年七月十五日

## 規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の項中「八七四人」を「八七五人」に改め、同表中

三、八五〇人

を

三、八五一人

に改め、同表合計の項中「四、〇一七人」を「四、〇一八人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

令和二年七月十五日

岐阜県規則第八十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表保健医療課の項中、「感染症対策係」を削り、同項の次に次のように加える。

感染症対策推進課	管理調整係、企画係、感染症対策第一係、感染症対策第二係
感染症対策調整課	管理調整係、企画連携係、社会基盤係

第八条第二項の表保健医療課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

感染症対策推進課	一 感染症、結核及び予防接種に関すること。 二 感染症に係る医療機関等の支援に関すること。
感染症対策調整課	一 感染症の感染拡大防止に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。

第八条第五項の表保健医療課の項の次に次のように加える。

感染症対策推進課	医療・検査体制対策室	医療機関支援係、検査対策係
----------	------------	---------------

第八条第六項の表健康推進室の項中「保健医療課の項第九号から第十七号」を「保健医療課の項第八号から第十六号」に改め、同項の次に次のように加える。

医療・検査体制対策室	第二項の表感染症対策推進課の項第二号に掲げる事務
------------	--------------------------

第九条第二項の表商工政策課の項第十三号中「次号」を「第十五号」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 県の経済の活性化及び雇用の維持に係る総合的な企画立案及び調整に関するこ

と。

第九条第五項の表商工政策課の部に次のように加える。

経済・雇用再生室	経済・雇用再生係
----------	----------

第九条第六項の表亜炭鉱廃坑対策室の項の次に次のように加える。

経済・雇用再生室	第二項の表商工政策課の項第十四号に掲げる事務
----------	------------------------

第二十四条の表健康福祉部の部次長（医療担当）の項の次に次のように加える。

次長（調整担当）	一人	上司の命を受け、感染症対策の総合調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
----------	----	--

第二十六条第一項の表保健医療課の部感染症・疾病対策監の項を削り、同部の次に次のように加える。

感染症対策推進課	感染症対策監	一人	上司の命を受け、感染症対策に関し特に命ぜられた事務を処理する。
----------	--------	----	---------------------------------

第二十六条第二項中「医療人材対策監」の下に、「住宅宿泊事業対策監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十五号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二健康福祉部の保健医療班の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

感染症対策推進班	健康福祉部 感染症対策推進課 長	1 防疫に関する事。 2 感染症指定医療機関の災害対策に関する事。
感染症対策調整班	健康福祉部 感染症対策調整課 長	災害対策の応援に関する事。

別表第三避難所支援チームの項中「健康福祉政策班」を「健康福祉政策班 男女共同参画・女性の活躍推進班」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
別表二上欄中「保健医療課」の下に「感染症対策推進課、感染症対策調整課」を

「保健医療課」を「保健医療課  
感染症対策推進課  
感染症対策調整課  
生活衛生課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一上欄中「医療福祉連携推進課」の下に「生活衛生課」を加え、同表医療福祉連携推進課の項の次に次のように加える。

生活衛生課  
住宅宿泊事業対策監

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関する事  
第三条の二を次のように改める。

(課内室の設置及び分掌事務)

第三条の二 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
教育総務課	教育対策調整室	教育対策調整係
教職員課	福利厚生室	厚生係、健康管理・公務災害係

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分 掌 事 務
教育対策調整室	前条の表教育総務課の項第二十号に掲げる事務
福利厚生室	前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号(恩給及び退職料に関することに限る。)及び第九号に掲げる事務

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中 「感染症・疾病対策監」を「こころの健康推進監」に改め、同表教育委員会の項本庁課長の欄中「福利厚生室長」を「本庁課内室長」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の十第一項中「健康福祉部保健医療課」の下に「健康福祉部感染症対策推進課、健康福祉部感染症対策調整課」を加える。

別表第一の三知事の部本庁の項中「感染症・疾病対策監、こころの健康推進監」を「こころの健康推進監、感染症対策監」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「福利厚生室長」を「室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「感染症・疾病対策監、このころの健康推進監」を「このころの健康推進監、感染症対策監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十二号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表知事の部本庁の項六級の欄中「徳津部・新津部」の欄を「徳津部・新津部」に改め、同表教育委員会の部事務局の項六級の欄中「徳津部」を「新津部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健医療課の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項から十三の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の次に次のように加える。

感染症対策推進課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務		1 法第六条第一項の予防接種の措置	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		1 法第十条第一項の規定による予防計画の策定 2 法第十条第四	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務

(平成十年法律  
第百十四号。以  
下この項中「法  
という。)の施  
行事務

- 3 項の規定による  
予防計画の変更  
予防計画の策定  
又は変更におけ  
る市町村及び関  
係団体からの意  
見の聴取
- 4 法第二十五条  
第四項の規定に  
よる審査請求事  
件の厚生労働大  
臣への移送等
- 5 法第三十八条  
第二項の第一種  
感染症指定医療  
機関及び第二種  
感染症指定医療  
機関の指定
- 6 法第三十八条  
第八項の規定に  
よる第一種感染  
症指定医療機関  
及び第二種感染  
症指定医療機関  
からの指定の辞  
退の届出の受付
- 7 法第三十八条  
第九項の規定に  
よる第一種感染  
症指定医療機関  
及び第二種感染  
症指定医療機関  
並びに結核指定  
医療機関の指定  
の取消し
- 8 法第五十一条  
第一項の新感染

症に係る措置を  
実施する場合の  
事前の厚生労働  
大臣への通報及  
び厚生労働大臣  
との連携

9 法第五十二条  
第一項の規定に  
よる新感染症に  
係る厚生労働大  
臣への経過の報  
告

附 則  
この訓令は、令和二年七月十五日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月十五日

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一保健医療課の項の次に次のように加える。

感染症対策推進課	感推
感染症対策調整課	感調

附 則  
この訓令は、令和二年七月十五日から施行する。

庁中一般  
各現地機関

岐阜県知事 古 田 肇

令和二年七月十五日発行

発行者  
発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社